

1 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針

団体の理念や基本方針について記載してください。

当協会は、昭和49年3月、寿地区で生活される方々の勤労意欲の向上及び福祉の向上を図るため、国、神奈川県及び横浜市等が協力して建設する「寿町総合労働福祉会館」を運営管理する公益法人として設立されました。

その後、昭和56年からは横浜市寿生活館の運営管理を横浜市から受託する他、地域の関係団体・機関、行政、事業者の方々とも連携協力を密にして、様々な地域福祉保健事業を実施すると共に、様々な地域のイベントやまちづくり事業等のコミュニティづくりにも積極的に取り組んできました。

また、平成25年度からは中区から生活保護受給者の方々の就労支援事業を受託しています。現在、2本の就労支援事業によって、寿地区内外の道路・公園・駅周辺等の清掃・環境整備等の地域貢献活動を行いながら社会参加支援を行っています。

それらの事業は、すべて公益事業として神奈川県から認定され、当協会は、平成25年10月に従来の財団法人から公益財団法人に移行しています。

1 団体の理念

かつて「日雇い労働者のまち」であった寿地区は、現在単身高齢者が多く、ほとんどが生活保護を受給し生活している「福祉ニーズの高いまち」に大きく変貌しています。

当協会では、そうした社会経済状況や地域の状況変化に合わせ、施設の運営管理に留まらず、これまで地域の関係機関・団体、行政、民間事業者と連携、協働しながら、地域福祉保健医療事業を展開してきました。

また協会の基本理念は、地域の方々の「健康づくり・介護予防」「生きがいづくり」「社会参加・自立支援」を推進するとともに、相互に支えあいながら交流しやすいまちづくりを推進することです。

2 協会の経営方針

当協会が基本理念のもとに、日々業務を行っていく上での経営上の基本方針は、次のとおりです。

- (1) 施設利用者にとって、安全で衛生的な環境を提供します。
- (2) 地区内のニーズに沿った事業を展開し、福祉・保健・医療などサービスの向上を図ります。
- (3) 寿地区に関わる地域団体及び行政との連携協働により、誰もが安心・安全に住み、健全で明るいまちづくりを推進します。
- (4) 運営経費の適正化、業務の創意工夫・効率化を図るなど経営の改善を進めます。

当協会は、こうした地域において担うべき役割、ミッションを地域に発信するため、地域情報紙「いぶき」を毎月編集発行し、また地域横断的なまちづくり組織の事務局を担うとともに、地域の関係機関・団体との様々な連携を取り、地域ニーズや課題の把握に努めています。現場主義をモットーに、職員の問題意識を職場内で話し合い、当協会内に設置された「経営改善委員会」で検討し、全職員が共通認識をもって、創意工夫をしながら業務改善を図りながら取組を行っています。

1 団体の状況

(2) 団体の財務状況

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無、財政状況の健全性、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 当協会の会計区分と公益会計の特徴

○当協会の会計区分は、公益目的事業会計が 4 つに区分されており、その他として、収益事業会計、法人会計となっています。

公1「労働者及び地域住民の就労の確保と福祉の向上を図る事業」

センターの図書室、多目的ルーム等の施設運営事業及び地域福祉保健推進事業で、財源は横浜市からの指定管理料収入です。

公2「より患者に寄り添い差別なく平等に必要な医療を提供する診療事業等」

当協会診療所、健康コーディネーター室等の運営事業で、財源は主に診療事業収益です。

公3「住居がない者及び簡易宿泊所宿泊者等の更生と福祉を図る事業」

横浜市寿生活館の管理運営事業で、財源は横浜市からの指定管理料収入です。

公4「就労支援事業」

横浜市中区から受託した就労支援事業である「仕事チャレンジアシスト事業」及び「寿交流サポート事業」で、財源は横浜市中区からの受託料収入です。

収1「貸付収入」

自動販売機の売上手数料収入です。

○公益認定法には、「公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること」との規定があり、いわゆる「収支相償」が求められます。また、同じく公益認定法では、「公益目的事業比率が百分の五十以上と見込まれるものであること」となっており、これは、公益目的事業の経費が総経費の 50%以上であることが条件となっております。

2 当協会の予算の執行状況

(1) 令和5年度予算

○経常費用計は 460,176,000 円で、うち公益目的事業会計は 437,989,000 円で、公益目的事業比率は 95.17%となっています。

令和4年度から診療所で内科医師の二診制を導入したため、経常費の報酬が増加しています。令和5年度から、横浜市立大学との共同研究契約を締結したことで、医師の報酬支出は減少する見込みです。

(2) 令和3年度決算

○令和3年度正味財産期末残高は、96,185,627 円です。

○決算では 3,293,491 円の赤字となっていますが、これは、週1日内科の2名体制など医師が確保できたこと、また、薬剤師の採用による薬局の午後開設などスタッフが充実したことなどによる人件費の増によるものです。

○当協会の診療事業は、約 40%を占める基盤事業ですが、診療報酬の対象とならない相談部門を常設する他、看護師による自宅への安否確認や送迎、フットケアや洗身等を行うなど、自己負担の支払いができない採算性に乏しいサービスにもコストを掛けて実施できおり、当協会の診療所の理念である「より患者に寄り添い誰にでも無差別平等に必要な医療を提供する診療事業」を実現できています。

3 税の適正納付

○当協会は、公益財団法人ということで税制上の軽減措置が取られており、法人税の申告・納付は免除されています。また、固定資産税については、協会の所有している備品類が対象となりますが、事業内容等から全額減免を受けています。消費税については税理士から指導を受け、適正に申告・納付をしています。

4 法人監査

○法人監事をつとめる税理士により、四半期ごとに監査を受けています。令和4年度理事会の監査報告書では、事業報告は法人の状況を正しく示していること、理事の職務に法令・定款の違反はないこと、計算書類と付属明細書・財産目録は、財産の状況を適正に表示していることが報告されています。

1 団体の状況

(3) 団体の活動実績等

センターの目的と類似した事業や、センターの利用対象者もしくはそれに類する者を対象とした事業を実施した例があればその内容と、実施回数や利用者数等の実績、評価等を記載してください。

1 寿町総合労働福祉会館の運営管理（センターの前身施設）

昭和 49 年寿地区に設立されて以来、寿町総合労働福祉会館の運営管理を行い、寿地区の勤労者及び住民の方々を対象に、娯楽室・図書室・一般公衆浴場等の福利厚生サービス（時代の変化、ニーズに合わせ施設用途を一部変更）を提供し続けてきました。診療所は昭和 54 年に開設しましたが、それまで寿地区になかった恒常的な医療拠点として地域医療を提供し続け、平成 27 年には長年の医療扶助実績に対し横浜市長表彰をいただきました。

2 横浜市寿生活館の運営管理（センターの姉妹的施設）

昭和 56 年から横浜市の委託を受け、住居のない方及び地域住民の福祉の向上を目的に、娯楽室、洗濯・シャワー・調理室等の生活支援施設、女性子ども専用・学童保育施設等の運営管理をしています。現在は第 4 期目の指定管理者の指定を受けています。生活や自立に関する相談業務や支援、イベントの開催を行う他、地域活動や交流の場として多くの方に利用されています。地元代表、学識経験者、行政からなる寿生活館運営委員会を設置し、協議のうえ管理運営を行っています。

3 地域福祉保健推進事業（寿地区地域密着事業）

超高齢化が進み、単身高齢者の方が多く居住する等の寿地区の地域特性を踏まえ、地区内の誰もが安心して、自立が促進され、支えあい、交流できるまちづくりを目指し、各種事業を実施しています。

○スマイル事業の実施：住民の仲間づくり、生きがいを繋がる交流事業を実施。アレンジボウリングやスマイルゴルフ、輪投げ、スマイルパターなどの体を動かすゲーム、認知症予防を兼ねた頭脳クラブ、工芸クラブ、書道クラブ、映画クラブ、感染予防レク、など毎月10回近く開催。秋には「ことぶき作品展」を開催し、保育園児から高齢者まで、地域作業所の作品から地域で活動するアーティストの新作まで多彩な作品を展示。令和 3 年度112講座、参加者数 2,398人。

○自己啓発教室：参加者の自立支援、生きがいをもった生活づくりを目的に実施しています。中区福祉保健センター、横浜リハビリテーションセンター等関係機関と連携し、ウォーキング、食事等の講座を実施するほか、平成 29 年度から J 3 サーカスチーム「横浜スポーツカルチャークラブ（Y.S.C.C.）」とコラボでシリーズの健康講座を開催しています。令和 3 年度 25 講座、173 回 2625 人参加

○地域協働事業：寿地区自治会等地域の関係機関団体と季節行事を実施。鯉のぼり、七夕、打ち水、福祉祭り、運動会、豆まき等、保育園児から高齢者までふれあえる地域行事を開催し、コミュニティづくりを積極的に推進。

○地域広報事業：毎月地域情報紙『いぶき』を発行、配布し、地域住民及び関係団体各所などに対し当協会の事業及び地域情報を提供しています。月に約950部発行し170か所の簡易宿泊所や事業所、公共施設に配布しています。

○地域連携事業：地区内の二つの地域横断的な組織事務局を担当。「寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会」では簡易宿泊所経営者、民間事業者、地域関係機関団体等が幅広く参加し、防災・減災等、様々のまちづくりの課題に取り組んでいます。

寿地区地域福祉保健計画推進委員会（「ゆめ会議」）では、地域における生活課題を中心に話し合いを進めながら、寿地区における地域福祉保健計画の策定、課題解決に向け取り組んでいます。

4 就労支援事業（寿地区地域密着事業）

中区から受託している二つの生活保護受給者等が参加する就労支援事業を通して、寿地区内外の道路、公園、駅周辺、繁華街の清掃環境整備事業、駐輪対策事業等を行い、地域貢献活動を実施しています。

5 新型コロナウイルスワクチン接種（診療所）

第1・2回目のワクチン接種を速やかに、また一人でも多くの方にしてもらい、市民の安心安全に寄与したいという考えから、令和3年7月から9月までほぼ毎週、休診日の土曜日午前中を集団接種日として、ワクチン接種を行い、はまかぜ入所者やホームレスの方の接種にも協力しました。

1 団体の状況

(4) 地域特性への理解

寿地区に関する市の施策の方針や寿地区の歴史的背景、地域住民の生活状況など地域特性の理解や寿地区の医療の現状について、把握している内容及び考え方を記載してください。

1 歴史的背景

寿地区は、戦後昭和31年に米軍の接収が解除されたことを契機に、それまで桜木町にあった職業安定所が寿地区に移転し、時を同じくして簡易宿泊所（以下「簡宿」）が次々に建設され、桜木町及び周辺に劣悪な環境で生活していた日雇い労働者たちを宿泊させるようになって生まれた地区です。40年頃には80余件の簡宿ができ、いわゆる「簡宿のまち」になりました。

寿地区で生活する日雇い労働者の方々が、戦後の日本の復興や高度経済成長を支えてきたと言えますが、その後の石油危機、低成長、バブル経済と破綻を経て、かつての「日雇い労働者のまち」が単身の生活保護を受給している高齢者が多く暮らす「福祉ニーズの高いまち」に大きく変貌しています。

2 寿地区の現状

(1) 簡易宿泊所での生活

○寿地区では115の簡宿があり、5,403人の住民が生活しています(令和4年11月現在)。簡宿の部屋は平均3.4畳で居住環境としては狭隘で、炊事場・トイレは共用、シャワー・洗濯機は有料で共用が多く、日常生活に制約が多い状況です。

(2) 生活保護受給者が多い

○生活保護受給者が増加傾向にあり、平成に入ってから3倍以上も増え、現在5,105人です。簡宿住民の94.5%が生保受給です。(令和4年11月現在)

○横浜市全域から、路上生活者や見守り手のない方々が集まってくる傾向にあり、中区以外の区の生保措置もあります。

(3) 超高齢化が著しい

○平成5年頃より高齢化が進行し、現在高齢化率(65歳以上)は55.3%、60歳以上では67.1%となっています。後期高齢者(75歳以上)は1,238人で、22.9%となっています。高齢者のほとんどが単身生活者です。

○令和4年度の横浜市の高齢化率は24.9%、全国平均は29.1%なので、寿地区は超高齢化した状況にあります。

○高齢化に伴い要介護者が多く、65歳以上の高齢者に占める割合は約30%と推計されます。身体障害者は271人となっています(令和3年11月現在)。

3 医療の現状

○当協会では、昭和54年から内科、平成12年から精神科を開設しています。内科疾患では、高血圧・心疾患等の「循環器疾患」や糖尿病・高脂血症等の「内分泌、栄養・代謝疾患」が最も多く、次いで「消化器疾患」「神経系疾患」「呼吸器疾患」が比較的多く、高齢化に伴う慢性疾患が多い傾向にあります。かつて多かった結核は大幅に減っていますが、他地区に比べ寿地区は多く、結核検診は欠かせない状況です。

○精神科疾病では、統合失調症が最も多く、アルコール等依存症、うつ病、躁うつ病、てんかん、ギャンブル依存症も比較的多くみられます。

4 課題

狭隘で自炊が難しく、共用設備が多い簡宿では、健康づくり・介護予防がしにくい居住環境にあり、生活不活発病になりやすい環境にあります。単身で生活する人が多く、社会的

孤立に陥りやすい状況に置かれています。寿地区の特性に合った健康づくり・介護予防が課題です。

2 運営ビジョン

(1) 施設運営の基本的な考え方

地域住民の健康・医療・福祉・交流に寄与するため、センターの設置目的を指定管理者としてどのように達成していくのかを具体的に記載してください。

1 センターの設置目的

センターの設置目的は、平成26年4月に横浜市が策定した「寿町総合労働福祉会館再整備基本計画」で示された、次の基本的考え方に基づき条例で規定されています。

(1) 寿地区のまちの方向性

高齢者をはじめ誰もが安全・安心に住み、お互いに支え合いながら交流しやすい開かれたまちづくりを緩やかに進めていく。

(2) 将来的なまちの姿

- 住民が様々な活動に能動的に参加し、自立が促進されるまち
- 相互に生活を支える機能があるまち
- 地域住民、福祉保健活動団体、事業者のネットワークが育まれるまち
- 誰もが気軽に訪れ、人々が交流できるまち

(3) 新施設に求められる役割

- 地域住民の生活環境向上
- 介護予防・健康増進
- 民間活力の活性化
- 自立支援

2 当協会の基本理念

当協会では、寿地区のまちの変化に合わせ、次の3つの基本理念に基づき地域福祉保健医療事業及び地域交流のまちづくり事業等に取り組んでおり、センターの設置目的に合致しています。

(1) 健康づくり・介護予防

○簡宿の室内は狭隘で自炊や体を動かしにくく、生活にリズムがとりにくく単調なものになりがちで、特に高齢者・障害者は生活不活発病のリスクが高い。そのため、生活リズムの改善につなげるため、日常生活における継続的な健康づくり・介護予防に基礎を置き、日々の意欲、活力を醸成します。また必要時には速やかに医療につなげます。

(2) 生きがいづくり

○程度の差はありますが、居所、蓄え、生業、家族を喪失し、あるいは健康を害し、最後のセーフティネットである生活保護を受給することになり、自尊感情や自己有用性を失っている場合もあり、受動的な生活になりがちなので、持てる意欲、能力が発揮し、自信回復につながり、生きがいややりがいを感じられ場を提供します。

(3) 社会参加・自立支援

○単身生活者が多く、家族・地域・職場等の人間関係が希薄で社会的に孤立しやすい状況にあるため、住民には日々の活動やコミュニケーションを通じ、相互の信頼関係や助け合い、気軽に相談できる人間関係を築ける機会を、また事業者や関係機関には連携と協働の機会を提供します。

3 3つのコーディネート機能の充実強化

(1) 健康づくり支援コーディネート機能

地域住民が、日常生活において無理なく、楽しみながら、健康づくり・介護予防につながる活動を推進し、その活動を支援する環境づくりを進めます。

一次予防：健康コーディネート室を中心とする保健予防の普及啓発、健康教育・相談
生活不活発病を防止し、生きがいづくりにつながる社会参加事業の拡大

二次予防：診療所の健康診査拡充による健康づくりの動機づけ、疾病の早期発見治療

三次予防：社会的リハビリテーションにつながる自立支援事業による生活力回復支援

(2) 地域づくり推進コーディネート機能

地域住民の安心・安全で暮らしやすいまちづくり推進するとともに、相互の助け合い・交流ができるコミュニティづくりを進めます。

通年季節交流イベント：寿地区を「第二の故郷」と感じられるまちにする

多世代交流事業：住民が地区内の保育所、学童保育を応援し活力を得る

地域福祉保健計画の推進：地区内の関係機関団体の協働関係づくり

地域情報の広報：開かれた寿地区の情報発信・受信

地域防災計画の推進：相互に助け合う意識の醸成と取組の推進

(3) 民間活動支援コーディネート機能

寿地区で活動する個人・団体の活動を支援するとともに、住民等の社会参加を促進し、併せて住民をはじめとするや団体相互の連携・協働や交流を支援します。

民間活動支援：住民自身の居場所・仲間づくりをする団体を支援します。

作業所等交流会：住民が利用する地域作業所や就労支援事業所等の協力関係を支援します。

3 職員配置・育成

(1) 職員の確保、配置

センターを運営していく上で、必要な職員の確保について、考え方や計画を記載してください。また、センターを運営するための組織図、職員等配置計画を示してください。

1 必要な職員の確保について

令和元年に旧会館から新しくセンターが開設されてより、協会職員は施設管理を行い、地区の関係機関と連携しながら施設を運営してきました。また福祉保健事業を実施して、利用者である地域住民との信頼関係を築いてきています。

今後も現在の協会職員を引き続き活用するとともに、固有職員を計画的に採用し、幹部職員として養成することで安定した運営体制を保ちます。また研修の実施などで人材育成と資質の向上を図りながら事業を行っていきます。

2 職員配置体制・組織

(1) 人員体制及び勤務時間

開館時間帯 9時～21時、日曜日・祝日は17時まで（第4日曜日及び1/2, 3除く）

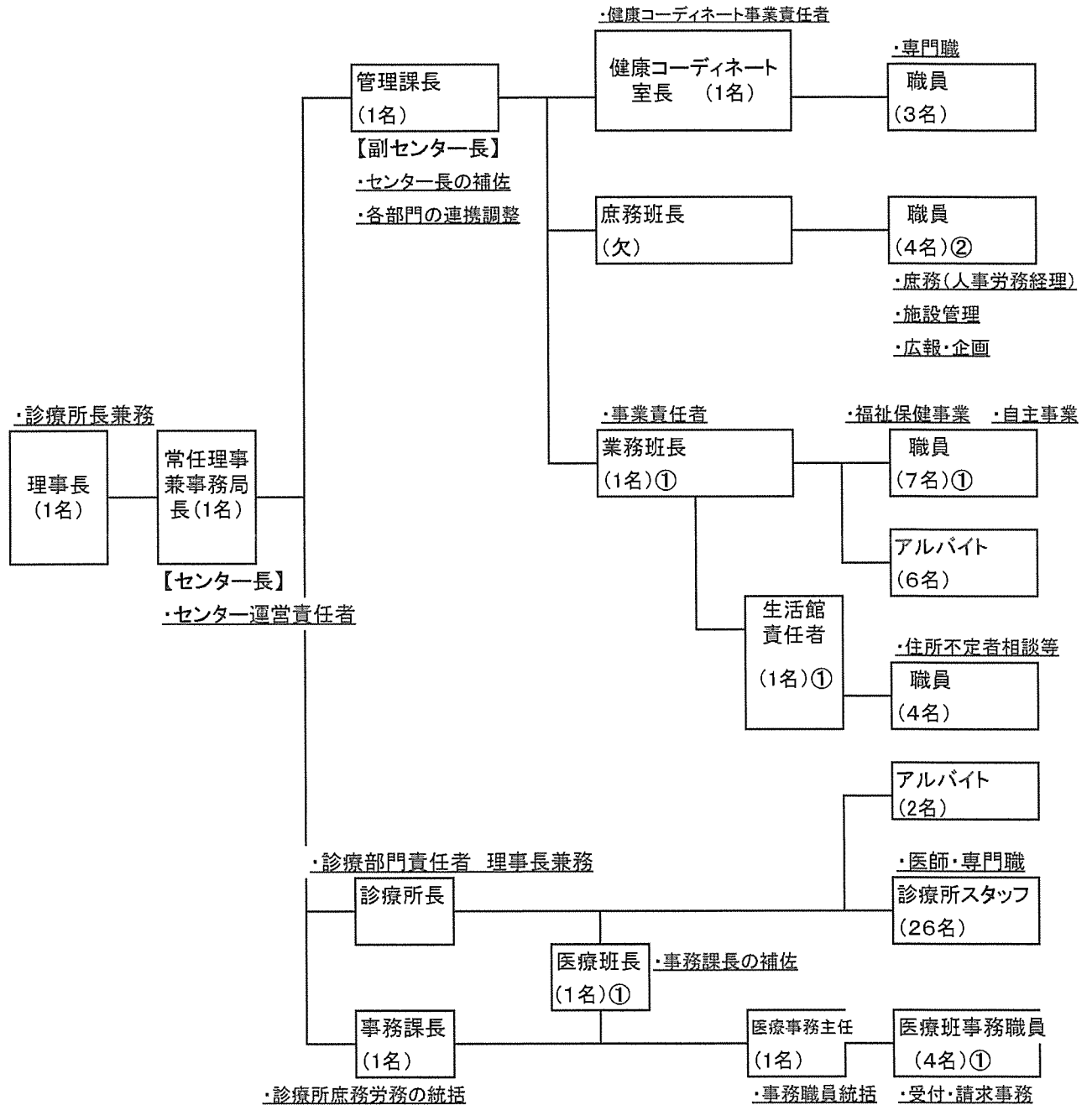
職名	勤務時間	備考
センター長・副センター長 庶務・業務班長 庶務・業務班スタッフ	早番 8:30～17:15 遅番 12:30～21:15	休日はローテーション勤務 日曜日・祝日は17時15分まで
診療所長・課長・班長・主任 診療所専門職スタッフ 精神科デイケアスタッフ	9:15～18:00	診療所 月～金曜日 精神科デイケア 月・水・金
健康コーディネート室長 健康コーディネート室スタッフ	8:30～17:15	月～金曜日

(2) 組織

別紙「組織図」参照

令和5年4月1日現在

公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会 組織図



	常勤	非常勤	合計
プロパー	7		7
嘱託職員	20		20
診療所職員		28	28
アルバイト		8	8
計	27	36	63

○数字で表示

3 職員配置・育成

(2) 職員の育成

センターを運営する職員の育成や研修について、考え方や計画を記載してください。また、人材育成や研修の年間計画書等があれば、事業計画書の添付書類としてご提出ください。

協会では、令和3年度に人材育成プロジェクトを立ち上げ、協会の維持発展に欠かせない人の育成に取り組む議論を行いました。議論に当たっては、職員のほか外部有識者の意見も聴取のうえ「人材育成計画」を策定しました。

計画では、人材こそが最も重要な経営資源という考え方を基本にしています。職員はこの計画を共有し、協会は計画に沿って職員の育成を進めていきます。

人材育成の核となる研修については、職員の専門・実務能力の育成及び人権意識の向上等を目的に、各種職員研修を実施します。また行政等で開催される研修についても関係職員を派遣し、幅広い知識の吸収と業務の質的向上に努めます。

研修予定

個人情報保護、情報セキュリティ研修	個人情報保護及び適正管理、情報システムの安全性についてチェックをし、事故防止の徹底を図ります。	年1回
新規雇用職員研修	寿地区についての理解、街の見学、協会の歴史・役割・業務・横浜市との協約などについて伝えます。	随時
人権研修	市民利用施設を運営し、福祉保健医療事業を実施する立場から、考え方・行動を点検し人権感覚を養います。	年1回
危機管理研修	地震等災害の備え、応急救護の対応、不測のトラブル等リスクへ適切に対応できるよう知識、技能を磨きます	年1回
専門知識向上研修	各班の業務に係る知識やスキルを深めるため、外部の講師研修に参加します。	随時
その他	外部講習会や他施設見学等を活用し、接遇や対人能力向上等サービス向上に役立つ研修を実施します。	随時

4 施設の管理運営**(1) 施設・設備の管理及び保守の考え方**

施設の安全確保及び建物の長寿命化の観点を踏まえ、施設・設備の管理及び保守の考え方について記載してください。

1 施設・設備の管理及び保守の考え方

- (1) 施設の安全性を確保し、利用者に危険が及ぶことのないように努めます。
- (2) 利用者が安心して利用出来るよう、清潔で快適な空間を提供します。
- (3) 施設・設備の良好な状態を可能な限り長期間維持出来るように管理します。

2 具体的な取組

- (1) 「建物・設備機器維持管理業務一覧」に基づき法定点検、横浜市指導点検、メーカー推奨点検、日常点検の区分に応じ適正に実施します。
- (2) 職員による日常の点検と専門業者による定期点検・保守・定期清掃を両輪に、利用者及び職員が安全・安心で清潔・快適に利用できる施設となるよう維持管理を行っていきます。
- (3) 施設や設備の長期修繕・保全計画をたて、日頃の点検・保守に基づいた早めの修繕を行うなど、施設や設備の長寿命化を図っていきます。なお、実施にあたり横浜市及び専門業者と協議・調整を行います。
- (4) 故障や事故が発生した場合は、「事故連絡票」を活用して横浜市と連携を図りながら、利用者の安全を確保するとともに、不便を最小限に抑えるよう迅速に対応していきます。
- (5) 館内の清掃は、日常的にスタッフが毎日、朝と閉館時に確認し、必要な対応をします。
- (6) 地震・台風発生時は、速やかに建物・設備の目視による安全点検を行います。
- (7) 日常の点検を適切に行うことで、経年使用に伴う建物の破損箇所や設備機器の不具合状態を早期に発見し、必要な修繕を適切に行えるようにします。

3 職員による日常点検

- (1) 日常業務の一環として、「施設維持保全の手引き」を作成し、日常点検・巡視を毎日行います。
- (2) 建物内の建具や設備を適時巡回確認し、不具合箇所の早期発見と適切な対応を行います。
- (3) 点検では、日々知見をノウハウとして積み重ね、そのノウハウと五感を基調とした館内巡回を行う事により、迅速で適切な対策を導き出せるように努めます。
- (4) 利用者が、気づいた事を気軽に職員に伝えられるようにするため、「ご意見箱」をラウンジに設置し、不具合箇所の早期発見にも役立てます。
- (5) 冷暖房時の適切な温度設定について、利用者の理解と協力を得るとともに、空室等のこまめな照明消灯、冷暖房停止の徹底など日常管理での省エネルギー対策を進めます。

4 専門業者による定期点検・保守・定期清掃の委託

- (1) 月に1回、専門業者による清掃とワックス掛け等を実施し、清潔できれいな施設管理を行っていきます。
- (2) 床清掃は、就労支援事業の実習場所として提供するとともに、コスト削減も図ります。
- (3) 定期的かつ計画的に実施する必要がある設備点検や保守項目を「定期点検・保守一覧表」として整理し、点検・保守の作業項目毎に適切な専門業者へ業務委託します。

5 修繕

- (1) 必要となる修繕は、複数業者から見積もりを取りながらヒアリングを行うなど、適切な業者選定に努めます。

- (2)大規模な修繕が必要な場合は、適切に状況を把握し、正確な情報を横浜市へ早期に報告すると共に、適切な対応が取れるよう調整します。
- (3)小破修繕項目のうち、常備品や工具等を駆使し軽微な作業にて改善可能な項目については可能な範囲で職員による修繕、または就労支援事業のプログラムに取り入れ修繕対応を行う事で、コストを抑えます。

4 施設の管理運営

(2) 事件や事故の防止・危機管理体制

事件や事故の防止策、事故発生時の対応や連絡体制及び日常的な防犯などへの取り組みを具体的に記載してください。

1 事件・事故防止の基本的な考え方

- (1) 安全に、安心して利用して頂くことを第一に考え、施設内に職員、警備員が常駐し利用者を見守り、事件や事故、トラブルを未然に防ぎます。あいさつをはじめ日頃からの地域住民とのコミュニケーションを大切にし、利用者と職員との信頼関係を築きます。
- (2) 地域行政をはじめ警察署、消防署、また委託先の警備会社等と事件・事故防止に向けた情報共有を行い、課題の共有や対応力の向上に努めます。
- (3) 防犯カメラ、AED、非接触体温計の設置、事故防止対策マニュアルや職員連絡網の整備等、感染症予防に、またトラブル発生時に万全の対応ができる態勢を整備します。

2 事件・事故の防止策

- (1) 施設の管理運営のルールは館内・敷地内に掲示し、わかりやすく明確にして利用者の理解、協力を得ます。
- (2) 受付警備員及び職員が連携して施設内外を見守り、巡回、声かけ等を行い、異変とトラブルを未然に防ぎます。周囲に迷惑をかける等、ルールの違反者には口頭での注意等適切な指導を行うなど、日常的に利用者へルール、マナーへの協力を呼びかけます。
- (3) 警備会社・浴場委託者と定期的な打ち合わせを行い、課題を共有し改善に結び付けます。地域行政、消防署や警察署と緊密に連携し、事件・事故の予防を図ります。
- (4) 防犯カメラ等による機械警備、事故防止対策マニュアルや連絡体制の整備・徹底等によるセキュリティ管理を 24 時間態勢で適切に行います。警備員室に AED を、センター出入口に非接触体温計と手指消毒薬を設置します。

3 事件・事故発生時の対応

- (1) 事件・事故発生時には職員、警備員が現場に急行し状況の確認、仲裁、応急救護にあたり、警察署や消防署への通報、連絡等迅速に初動対応にあたります。
- (2) 体調不良者への対応については、救急車の手配の他、診療所の医師・看護師、健康コーディネート室職員が連携して救護にあたります。
- (3) 発生時の状況等は日誌、記録簿に記載し、職員間での事後対応の協議や今後の再発防止策の検討に活用します。重大な事案等は横浜市、関係機関への連絡・共有を行います。

4 危機管理体制

(1) 受付警備体制（委託）

昼間 2 名体制（センター 1 階入口と 2 階診療所に 1 名ずつ）・夜間 1 名体制

(2) 職員体制

- ① 開館時間内については、常勤職員を必ず 1 名以上配置し、初動対応を行います。
- ② 勤務時間外については、警備員を起点として緊急連絡網にもとづき職員、関係機関と連絡を取り合い、状況に応じて適切・迅速に対応します。

(3) 人材育成

- ① 防災訓練等の機会を活用し、救命救助活動及び AED の操作研修ほか、消火器の取扱

い研修等、緊急対応能力を高める研修を行います。

②運営実績の中で積み上げてきた「事故事例集」を職員研修等で活用し、館内外の見回りや点検を活かし、事故の未然防止に努めます。

4 施設の管理運営

(3) 防災に対する取組

公の施設としての役割を踏まえ、センターにおける防災に対する取組や災害発生時の体制、寿地区における防災の取組の必要性及びそれを踏まえた地域との連携について、具体的に記載してください。

1 寿地区における防災の取組の必要性と現状

(1) 寿地区における防災の取組の必要性

寿地区では、115 軒の簡易宿泊所を中心に 5,403 人の高齢者・障害者・要介護者などが、身を寄せ合うように暮らしています。

近年、簡易宿泊所の鉄筋コンクリートによる中高層化が進み、商業地区であることとも相まって、災害発生時でも倒壊し難く継続居住が可能な簡易宿泊所が増加している一方で、居住者の全体的な高齢化により要援護者が増大しているため、防災・減災の取組みはこの地域にとっても最重要課題のひとつです。

(2) 地域（寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会）との連携の現状

寿地区では地域防災拠点運営委員会を中心に、防災・減災をはじめ災害に強い街づくりの取組を進めています。大規模災害を想定した ①防災拠点の立ち上げ ②防災器具等の整備 ③食糧備蓄・配布計画の策定・推進 ④要援護者対策 ⑤防災訓練の実施 ⑥放置自転車の縮減等、災害に強い街路整備対策、などを行政等と連携しながら進めています。

2 センターの防災上の役割と取組

(1) 地域防災拠点

○センターは、公の施設として、区指定の地域防災拠点であるかながわ労働プラザとの協調と役割分担等に基づき、物資集積及び情報発信等の拠点として適切な災害対応が行えるよう準備します。

○そのため、センターに整備されている災害対応機能（諸室、防災倉庫、受水槽、貯湯槽、雨水貯留槽、マンホールトイレ等）が、有事の際に十分に活用できるよう運用マニュアルを策定すると共に、定期的な整備・点検を実施します。

(2) 地震発生時の医療拠点

○「横浜市防災計画」では、大規模地震災害発生時には、災害拠点病院に限らず、各医療機関が分担し、救護活動を行うことになっており、地域の診療所は主に軽傷者を受入れることになっています。

○センターの診療所でも、有事の際にスタッフが集まり次第、災害医療に貢献できるよう努めます。

○診療所に毎日および定期的に受診されている患者さんの安否・状況確認に努めます。

3 他の具体的な取り組み

(1) 消防計画

①有事の際センターでは、消防署に届け出済みの消防計画を基調とした防災・避難行動が取れるように努めます。

②センターの上層階には市営住宅、隣地には職業安定所施設があるため、災害時の自衛消防隊の編成（3者共同）、年2回の合同消防(防災)訓練の実施（3者共同、施設利用者・住民等の参加）などを進め、有事の際に慌てず協力して行動出来るように努めます。

また、職員等の非常食・飲料水は単独で備蓄計画をたて保管し、地域の備蓄等に頼らず災害対応活動が行えるように努めます。

(2) 地域防災拠点運営委員会

○寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会の事務局等の役割を積極的に担い、防災・減災のまちづくりに協力して行きます。

具体的には、

○館内に地域防災拠点の事務局設置（事務局担当の配置）

○災害発生時に運営委員会を立ち上げる場所の確保

○防災対応倉庫の備蓄品・資機材の管理（ボートピア倉庫との機能分担）

○避難者の収用計画の適正化と見直し

○近隣の寿福祉プラザ相談室や横浜市自立支援センターはまかぜ、寿福祉センター保育所等との連携した防災行動の継続的な協議と見直しの実施

(3) 職員の動員体制及び人材育成

○震度5強以上の地震災害の場合には、職員本人及びその家族の安否確認を行うとともに、横浜市とも協議の上、災害対策本部を設置し、必要な職場動員を発令します。

○日ごろから職員一人一人が「災害対策マニュアル」に基づいて、迅速・適切に対応できるよう、研修を実施します。

4 施設の管理運営

(4) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望、苦情等をどのように把握するのか。また、それらを受けた後の対応方法について、具体的に記載してください。

1 基本的考え方

- (1) センター利用者のニーズに応え、居心地の良い空間を提供できるようサービスの向上に努めます。日常のコミュニケーションをはじめ、意見箱の設置、連絡会の開催など、多様な角度から利用者の意見、苦情等を把握し今後の運営に反映させていきます。
- (2) 利用者の声、話題や感想、さらには態度・行動を利用者のニーズととらえ、職員一人ひとりがしっかりと受け止めます。
- (3) 意見、苦情等の記録簿を作成し、職員間で情報共有を行い改善策の検討に活かします。

2 利用者の意見、要望、苦情等の把握

(1) 意見箱の設置、聞き取り

- 意見箱をラウンジに設置します。
- 図書カウンターや受付、見回り巡回等での日常会話により聞き取ります。

(2) アンケートの実施

- 個別の事業参加者に対するアンケートを実施します。
- センター利用者へのアンケートを実施します（年2回）。

(3) 会議による把握

- 運営協議会、事業所・作業所その他業種別連絡会、会議等を開催します。
- 施設利用の登録団体の参加による利用者会議を開催します。

3 利用者の意見、要望、苦情等への対応方法

(1) 意見、要望、苦情等への対応

- ①把握した意見、要望、苦情を記録簿や集計報告にまとめ職員間で共有します。
- ②改善が必要なことについては、現状、原因、改善策等をまとめ「経営改善委員会」で検討し処理します。
- ③直ちに対応が可能なものは、日報等に記録するとともに、朝礼等で情報共有します。
- ④要望等の処理結果は、本人に回答するほか、匿名化し、館内掲示板等で公表します。

(2) 苦情処理マニュアルの整備

- ①苦情については、上記(1)の対応をとる他、苦情処理マニュアルに基づき、苦情受付担当者、責任者を置いて対応します。マニュアルは職員に周知し、また研修を行います。苦情処理制度についてはポスター等で利用者に対して周知します。
- ②当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点に立ち、事態を悪化させないよう迅速な苦情対応を心がけます。対応にあたっては関係者のプライバシーや名誉、人権を尊重し、秘密は厳守します。
- ③苦情解決に公正性及び客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応をするため、第三者委員を設置しています。第三者委員には、苦情がない場合にも「ご意見番」として、日常的に意見をいただきます。

4 施設の管理運営 (5) 横浜市の重要施策を踏まえた取組
事務・事業の遂行の際、評価基準項目の審査の視点に記載した横浜市の重要施策を踏まえてどのように取り組むか、具体的に記載してください。
1 個人情報保護について (1) 規程の整備・改正 横浜市の規定に準じ、平成 12 年 7 月に「財団法人寿町勤労者福祉協会の保有する個人情報の保護に関する規程」を制定しました。以降、横浜市の諸規定改正の都度、協会の関連規定も改正し、平成 31 年 4 月に「公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会の保有する個人情報の保護に関する規程」を施行して、個人情報保護に取り組んでいます。 (2) 当協会の取組内容 ①個人情報保護に関する職員研修に取り組んでいます。 ②診療所の診療報酬請求システム等については、スタンドアローンシステムを採用しています。 ③パソコンでは、ウイルス対策ソフトを適時更新、パスワードの活用等により漏えい防止に努めています。また退勤時には鍵のかかる引き出しに収納する等、盗難防止対策を講じています。 ④個人情報関連書類の施錠管理(鍵のかかるキャビネ等)にも万全を期しています。 2 情報公開について 横浜市の規定に準じ、平成 12 年 7 月に「財団法人寿町勤労者福祉協会の保有する情報の公開に関する規程」を制定しました。以降、横浜市の諸規定改正の都度、協会の関連規定も改正してきました。 令和 2 年 10 月に「公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会の保有する情報の公開に関する規程」を施行しています。 3 人権尊重の取組 (1) 指針の策定 平成 20 年 3 月に「倫理保持を図るための指針」を定め、人権尊重について職員への啓蒙を行っています。 (一部抜粋) ○「私たち職員は、寿地区住民の福祉厚生を図るために勤務します」 ○「利用者に対し、親切、丁寧をモットーに喜ばれるように努めます」 ○「不当な差別的取扱をいたしません」 (2) 研修への参加 理事長以下を構成員とする経営改善委員会を毎週開催し、職員への人権研修を計画し、外部研修がある場合は、職員へ積極的に参加させるなど人権尊重の施策についての推進に努めています。 (3) ハラスメントへの相談窓口の設置 職員からのパワハラ、セクハラへの相談窓口を設置しています。 4 環境への配慮（ヨコハマ 3 R 夢） 当協会では、週 1 回、地域の粗大ごみの回収・リサイクルを自治会、行政と協働して行っ

ており、地域の清掃活動へも積極的に参加しています。

5 市内中小企業優先発注

小破修繕工事及び設備メンテナンスなどの発注については、市内中小企業を優先しております。

6 障害者就労支援施設等からの物品等の調達

地域作業所からの物品（クッキー、箱、しおり、パン等）の購買促進に努めており、定期的にしており、職員が購入しています。

また、障害者作業所等交流会活動によるA型・B型・移行支援型事業所等への支援（共同受注、自主製作品の販売）、地域における福祉祭り開催への協力をしています。

7 横浜市男女共同参画推進への取組・ワークライフバランス

就労支援対策事業において女性を対象とする方針、地域における女性労働者等に焦点を当てた支援に努めます。

8 次世代育成支援対策推進法への取組

地域行事における保育園支援、児童等を対象とするサッカー教室の開催（YSCC とのコラボ等）、地域学童等のキャンプの随伴などの支援を行っています。

5 事業の企画・実施

(1) 診療所、精神科デイ・ケア施設の運営

診療所等の運営実績及び寿地区の医療の需要を踏まえ、診療所、精神科デイ・ケア施設の運営における理念と、その実施体制について、具体的に記載してください。

1 横浜市寿町健康福祉交流センター診療所の運営実績

(1) 概要

診療所は地域の要望を受け、それまで寿地区になかった恒常的な医療拠点として昭和 54 年に寿町総合労働福祉会館に開設して以来、地域医療を提供しています。長年の地域医療を評価していただき平成 27 年には横浜市長表彰をいただきました。令和元年 6 月 1 日からは、横浜市寿町健康福祉交流センター診療所として運営しております。

診療科目	内科、精神科
診療時間	平日 9:30～18:00（受付 9:20） 休診：土日祝日 12 月 29 日～1 月 3 日
デイケア	月・水・金 10:00～16:00
受診者	令和 4 年度 18,326 人（1 日平均 76 人）
スタッフ	医師 9、看護師 8、薬剤師 2、診療放射線技師 3、ソーシャルワーカー 2、医療事務 3 事務 4、作業療法士 2、デイケアスタッフ 2 計 35 人（交代勤務）

(1) 特長

ア 生活保護受給者が多い

受診件数の 92.2%が生活保護受給の医療扶助による受診者です。

イ 結核対策

寿地区は結核罹患率が高く（平成 10 年時点では、横浜市の約 50 倍）、平成 12 年から DOTS（直接服薬確認療法）を横浜市から受託実施し、罹患者に毎日来院してもらい看護師が服薬確認し、健康チェックを行っています。

また、平成 23 年から「寿地区等ハイリスク者結核定期健診事業」を受託実施しています。

ウ DOTS の拡大

結核患者以外にアルコール等依存症や他の精神疾患の患者、また内科受診の患者で、自分自身では服薬管理ができない方にも対象を広げて実施しています。（1 日平均 30 人：令和 4 年度）

エ ホームレスの方の健診

生活自立支援施設「はまかぜ」の入所時検診、診療を毎日実施しています。

オ 医療ソーシャルワーカーによる相談実施

専任相談員を毎日配置し、診療に合わせて医療相談のみならず経済問題、生活、福祉相談を実施。

カ 特別診療

診療費が支払えない生活困窮の方には、支払いは事後として無料で診療します。

診療費は診療所で一時負担します。

キ 無料健康診査

年 2 回中区福祉保健センターが無料結核検診を実施しているのに合わせ、無料健康診査を実施。平成 30 年 1 月から平日毎日午後予約制で健診を実施しました。

(3)精神科デイ・ケア

精神科デイ・ケアは、生活機能の回復を目的に、様々な状態の人たちが一緒に過ごす中で自分を表現し、お互いに認め合おう、という趣旨で活動しながらリハビリテーションを行っており、平成21年から、月、水曜日の週2回でスタートしました。

平成22年4月からは、月、水、金曜日の週3回実施しています。

令和4年度延べ参加者数 1,412人

2 運営方針

(1)支える医療：地域医療を支え、日々患者さんとのコミュニケーションを大切にし、寄り添った医療を提供

(2)開かれた医療：屋外生活者、生活困窮者、依存症や結核患者、誰でも診察

(3)適切な医療：医療機関として適切・必要な診療、検査、処方等の実施

(4)健康づくり・介護予防重視：健康診査の積極的な受け入れ

(5)保健指導の実施：健康コーディネート室と連携し、健康づくり・介護予防を充実

3 運営体制

(1)人材確保

医師を始めとした医療人材確保が困難な地域特性を踏まえ、関係機関と連携し人材を確保するとともに環境整備に努めます。

(2)マニュアル整備

疾患傾向などの地域の患者特性を踏まえ、また適切な診療行為や医療事務事業が行われ、医療現場における職種連携が進むよう各業務について運営マニュアルを整備し共有を図ります。

(3)医療事故防止

事例を共有し必要に応じて対応マニュアルを整備し共有を図ります。

(4)研修

新規入職や制度改正にあたり適宜研修を実施します。

5 事業の企画・実施

(2) 健康コーディネート室の運営

寿地区内の住民の健康に関する課題等を踏まえ、健康コーディネート室を活用した地域の健康づくりや介護予防等に取り組む手法について、具体的に記載してください。

1 基本方針

地域住民が日常生活において無理なく、楽しみながら実践でき、健康づくり・介護予防につながる活動を推進するとともに、その活動を支援する環境づくりを進めます。

センターを拠点に、「健康づくり・介護予防」を「生きがい」及び「社会参加」と一体不可分のものとして、総合的に推進します。

2 具体的事業

(1) 健康コーディネート室での健康・栄養相談

○室内に血圧計や体組成計等の各種健康測定機器を常設し、来室者が気軽に測定できるよう迎えます。また、血圧管理手帳の記録を通じて、継続的な保健指導等を実施します。

○当協会の事業でのPRや関係機関との情報共有により来室者を増やし、健康維持に対する個々の意識を高めます。

【参考】第1期（令和元年度～令和4年度）の来室者対応実績（延べ人数）

	元年度	2年度	3年度	4年度
合 計(人)	7,936	9,979	12,489	21,022
1日平均(人)	39	46	52	87

(2) 健康づくり・介護予防の推進

○当協会では毎月2回ほど、地区内及び周辺の就労支援事業所の職員や通所者を対象に「健康講座」と題して、熱中症、高血圧、喫煙、口腔ケア等をテーマにした専門職による講座を実施してきました。引き続き、関係機関と連携しながら、地域の実態及び課題を把握し、地域特性に応じた取組の実施、社会的資源づくり、人的資源の育成を行います。

○センター診療所で栄養指導の対象となった方、自炊をしているあるいは自炊を試みようとしている方を対象に、火気や包丁を使用せず簡単にできる調理法をレクチャーする「ミニクッキング」を毎月開催し、地域住民の食習慣の改善や健康に対する意識づけを行います。

(3) 普及啓発（広報・教材づくり・健康のためのコミュニティづくり）

○健康コーディネート室の事業紹介や健康・栄養に関するコラムを当協会広報紙「いぶき」やホームページに掲載するほか、室内へのポスターやちらし等の掲出を行います。

○地域特性を踏まえたわかりやすく、行動化しやすい、ビジュアル的な教材を作成し活用します。

○毎年開催するセンターまつりでは、地域ケアプラザを始めとする関係・機関団体と連携しながら「健康づくりコーナー」を企画・運営します。

○健康のためのコミュニティづくりとして、健康コーディネート室内や各種事業の中で参加者間の交流を働きかけます。

(4) アウトリーチによる生活改善支援

○寿生活館に毎週出向いて、そこを利用する路上生活の方を中心に血圧測定を行いながら、相談の中で生活習慣等の改善の動機づけ、支援を行います。また、コロナ禍で途絶えた簡易宿泊所への出前健康・栄養相談を再開します。

【参考】第1期（令和元年度～令和4年度）の寿生活館対応実績（延べ人数）

	元年度	2年度	3年度	4年度
回数(回)	41	36	48	49
延べ人数(人)	343	331	485	621
1回平均(人)	8.4	9.2	10.1	12.7

○区や関係団体、簡宿管理者へのアプローチによる要支援者の把握に努めます。

(5) 地域関係機関団体のネットワークづくり

○寿地区の住民を支援対象とした障害者作業所等交流会を四半期に1度、さらに各事業所の実務者の連絡会を毎月開催することにより、事業所間の顔の見える関係を築き、利用者の社会参加や交流、課題解決等に協働して取り組みます。

(6) 寿地区健康づくりサポーター育成

○地域や作業所等交流会等で事業参加を勧奨し、必要な人を健康コーディネート室につなげる地域人材を養成します。

【対象】地域団体・事業所職員、簡易宿泊所帳場、民間事業者職員等

5 事業の企画・実施

(3) 一般公衆浴場の運営

センターでの一般公衆浴場の運営を通じた地域住民の生活環境の向上を図るための取組について、具体的に記載してください。

1 基本的考え方

- 当協会は、旧寿町総合労働福祉会館において、42年間一般公衆浴場を営業してきました。旧会館を閉鎖した平成28年3月末から一時、休業していました一般公衆浴場「翁湯」を、センター開所に合わせ、令和元年6月1日から再開しました。
- 狭隘な簡易宿泊所の部屋で、ほとんどが共用シャワーという生活環境の中で、一般公衆浴場は、住民の生活環境の公衆衛生の向上、健康づくり・介護予防のためにも必要不可欠な施設です。そして、単身生活者の住民がふれあい交流できる場の一つでもあります。
- 大規模地震発生時には、避難生活を送る方や内風呂等が使えない住民のため可能な限り供用します。

2 運営管理事業

(1) 営業日時

営業日	営業時間	休業日
月曜日～土曜日	13時00分～21時00分	日曜日、1月1日

(2) 設備の衛生管理

○清掃

場所	頻度
入口ホール・更衣室・更衣ロッカー・靴箱	毎日 開業前
洗い場・浴槽の縁	毎日 終業後
湯船	毎日 お湯入れ替え時

○水質管理（レジオネラ菌対策）

対策	時間
塩素投入	12時00分頃、18時00分頃 (水質検査を行う)

○設備機器管理

技師を配置して安全に動いているか管理します。

(3) 安全衛生管理

- ヒートショック対策として、注意喚起するとともに、室温を適正に管理します。
- 事故防止のため、泥酔者は利用禁止とします。
- 見守りにより、救急患者の対応や、けんか等のトラブル防止や発生時の迅速な対応を行います。

(4) アメニティ向上

- 横浜市浴場共同組合と連携し、季節感のあるサービスを行います。（菖蒲湯、柚子湯等の実施、地サイダーの販売、スタンプラリー等）
- 健康器具を設置して、健康づくりができるようにします。
- 従来の自販機に加え、新鮮な瓶の牛乳を販売しています。

(5) 業務の一部委託

公衆浴場を毎日適正に経営していくために不可欠な次の業務については、経験を有する専門的な知識、ノウハウ、技術が必要とされるため、専門事業者に一部委託します。

- 安全確認を含む受付業務

○清掃及び衛生管理業務

○設備機器管理業務（温水器、ろ過機等の運転、点検）

3 利用促進

○簡易宿泊所にポスター、ちらし等の掲示を依頼し、PRします。

○センター建物に横断幕とのぼりを設置し、公衆浴場があることを明示しています。またイベント湯等の情報を協会広報紙に掲載し、館内にポスターを掲示します。

○各種行事、イベントの景品として、入浴券を配布します。

○今後、増加する外国人観光客等の宿泊者に日本庶民文化体験の場としての利用を、SNS等を活用しPRします。

○年間利用者数推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数（人）	14,210	22,079	23,833	24,461

※令和元年度は6月～3月

5 事業の企画・実施

(4) 1階諸室、広場及び活動交流スペースの運営手法

ラウンジ、図書コーナー、作業室、調理室、多目的室、広場、活動交流スペースの活用方法や諸室を連携させた事業の取組について、具体的に記載してください。

1 基本の方針

- 寿地区の中心的施設として、地域住民及び地区内外の市民の皆様に愛され、何度でも利用したくなる施設にします。
- 人権尊重を基本として、ルールに基づき、誰もが利用しやすく、開かれ、相互に交流ができる施設とします。
- 施設内で飲酒・喫煙の禁止を徹底します。広場でも酒盛り等の迷惑行為を禁止し、子どもたちが安心して利用できる施設とします。
- 各施設管理にあたっては、衛生管理にも注意を払い、上履き対応の徹底（調理室その他）やスリッパの衛生管理等にも配慮します。

2 ラウンジ

普段は、ラウンジを数区画に分け、諸室との連携を考えながら、住民のニーズに沿った様々な機能を持たせます。また、総合的イベントや地域行事では、ラウンジ・諸室・広場を一体的に使えるようにします。

(1) 図書コーナー

- 本の閲覧・貸し出し（新刊書、話題本、地区関連書等）、新聞・雑誌の閲覧
- 施設や地域の行事等に合わせ図書の特集コーナーを設けます。
- 寄付を活用しコストを抑えます。またボランティアの協力を得て図書を良好に保ちます。
- 障害者施設、地域ゆかりのアーティスト等のアート作品や自己啓発講座などに参加した方々が講座内で制作作品なども展示しギャラリー化します。
- 貸出カウンターはラウンジのフロントとして、センターの魅力を高め、利用を促す役割を持たせます。
- ・図書のレファレンスだけでなく、まちの情報案内等も行います。
- ・祝日等の記念日にちなんだ行事を企画します。
- ・利用者参加型の様々なサービスイベント（海の日サービス《アロハウイーク》やクリスマスサービスなど企画開催しています。

(2) 娯楽コーナー

- 将棋・囲碁などを常設した娯楽スペースとします。
- その他、オセロなどの用具貸出しなども行い、利用者のニーズに応じ「脳トレ」等が楽しめるようにします。

(3) テレビコーナー

- 利用者のニーズに応じ、時には懐かしい「お宝」映像も放映します。
- 毎月1回「コトキネ」として、利用者の要望にあった映画をTVにて上映しています。

(4) 軽飲食コーナー

- 電子レンジや電気ポットなどを設置し自由な利用に供します。

(5) リフレッシュコーナー

- 目的外使用許可を得て、自販機を設置し軽飲食等を販売します。

(6)まちの情報コーナー

- 寿地区の歴史などがわかる展示（写真・資料等）
- 行政広報資料の配布ラック
- 地域関係機関団体の情報資料ラック

(7)展示コーナー（場合によっては多目的室を期間を限って使う）

- 地区内や周辺の学校等（保育園・幼稚園、小中高校等、放課後児童クラブ）の作品展示
- 障害者地域作業所等の自主性作品の展示即売
- 地域ゆかりのアーティストや障害者等のアート作品展示
- 事業の協働パートナーである地元サッカーチームY. S. C. C. のPR

3 多目的室

○市民が参加できる多様なメニューを企画実施します。

【例示】

運動系	ストレッチ体操、ホットヨガ、笑いヨガ、屋内ゴルフ（パターゴルフ）、屋内ボーリング（アレンジボウリング）、卓球、ダンス、ノルディック・ウォーキング（雨天の場合）
アート系	絵画、習字、廃材を使った工作、・着こなし講座・お面づくり
文化系	伝統工芸、生花・フラワーアレンジメント、折り紙、
学習系	郷土史、文化講演会、語学・文化教室、スマホ
健康系	健康体操、栄養教室、口腔衛生、からだの痛み予防講座
娯楽系	茶話会、ぼっちゃ、ラダーゲッター、室内ボーリング・ゴルフ・輪投げ等ゲーム
福祉系	作業所等の作品・製品展示販売、学習支援、救命救急、障害理解、認知症サポーター養成
地域行事	地域の作品展、学校等の作品展示、賀詞交換会、

○個人が自由に利用できる時間帯も設けます

例 卓球等（コロナ禍の中行うことは中止しています）

4 調理室

- 料理教室、栄養講座として、活用します。
- ボランティア団体等の「子ども食堂」、「高齢者食事会」等を支援します。必要に応じ作業室・多目的室と合わせて利用できるようにします。
- 衛生管理を徹底します。

5 作業室

- 就業支援事業のプログラムとして、地域貢献に資する工作物を製作等に活用します。
- 調理室とセットで食事会に活用します。

6 活動・交流スペース

- 会議室は諸団体等の打ち合わせの場所として活用したり、講座などで使用しています。ぼっちゃやラダーゲッター、健康体操などの運動系の講座を行ったり、文科系の講座などでも使用します。地域の作業所などにも広く活用されています。
- 地域の課題を通じて各施設や作業所、団体との連携を可能とする場所とします。

- 必要な時には、会議室と活動交流スペースを一体で、催しを実施することも可能とします。団体の活動紹介展示会や交流会など、第2の多目的ルームとしても活用できます。
- 個人や団体の活動を支援するため、印刷機等を提供します。（1階に設置）

7 広場

○センターの1階の交流ゾーン及び2階の縁側通路及びスロープと一体となった広場は、地域の住民や団体の交流、ふれあいの拠点であり、あらゆる活動を支える機能を発揮できる施設となります。

【4つの機能】

- (1) 住民の日常生活を支える憩い・息抜き・遊び・語らいの居場所機能
 - (2) 指定管理者や地域の諸団体等の主催する催事を実施する会場としての機能
 - (3) 地域全体のイベントの場として、地区内外の住民相互の交流機能
 - (4) 災害時等の一時避難場所などの公的機能
- 芝生や樹木は、潤いのある空間として維持します。

○年間利用者数推移（人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ラウンジ	20,142	20,706	23,193	24,700
図書コーナー	39,021	25,014	34,731	34,123
多目的室	4,781	5,896	11,697	15,316
作業室	883	1,669	2,934	2,852
調理室	268	680	925	777
交流スペース	5,056	5,350	15,039	10,661

5 事業の企画・実施 (5) 施設の利用促進 利用者数及び稼働率の向上に向けてどのような取組を行うのか、具体的に記載してください。 1. 広報活動等により施設の存在、内容及び事業の告知や利用の手続き等の周知を行う他、地区内外における利用促進の働きかけを行います。 (1) チラシの配布（センター・寿生活館・木楽な家等）…月間または行事毎のお知らせ (2) 地域広報紙“いぶき” …月 1 回編集発行、地域内外の各施設、全簡易宿泊所及び行政等に、職員手分けして（5 コース）配布、ホームページにもアップ、発行数約 950 部。 (3) ホームページの活用…地区外やスマホ等からアクセスされる方々を想定しながら、事業の告知や利用の手続き等の案内、今日の行事などを都度紹介。 (4) Twitter によるタイムリーな情報発信。 (5) センター紹介パンフレット及び事業概要“あゆみ”の発行。…広報よこはま区版 (6) 地区外及び周辺地域への広報範囲の拡大の為マスメディアの活用。…広報よこはま区版、タウンニュース等。 (7) 既に利用されている方に他の事業・講座の案内を推進し、口コミを利用して拡散をお願いする。 2. 誰もが「利用できる」から「利用したくなる」施設へ。 (1) 魅力ある協会の独自事業推進…自己啓発講座やスマイル事業など既存事業を充実・新設させるほか、社会貢献に積極的な企業を含む他団体との協働事業の拡大。 (2) 福祉ニーズが高い地域に合わせた事業の新設。…認知症予防講座、スマホ講座等 (3) 研修等により、講師や指導の出来る職員を増やす。 (4) ラウンジ等を活用した各種展示企画等の実施、地区の歴史コーナーの常設など。 (5) 住民によるグループ・サークル活動や大学等による企画実施などを支援。…団体発足の相談受付、ポスター・チラシ作成の支援。 (6) 地域作業所等のプログラム、作業等の共同受注における集配所等の利用の推奨 (7) 地域団体と連携した合同研修・講座の開催など
--

5 事業の企画・実施

(6) 自主事業

寿地区の生活環境及び地域福祉の現状や地域のニーズを踏まえ、どのような自主事業を展開していくか、具体的に記載してください。

1 基本方針

地域住民や作業所・施設・事業所などの利用者などが日常生活において無理なく楽しみながら実践でき、健康づくり・生きがいをにつなげる活動を推進するとともに、その活動を支援する環境づくりを進め、住民・各所利用者などの生活向上を目指します。

センターを拠点に、公園や街、または各事業所などへ赴き、「健康づくり・生きがいを」を柱に、住民や各所の利用者の社会参加と捉え、各事業を総合的に推進します。

地域住民やセンター利用者へのアプローチ

- ・月に数回程度、定期的に告知しています。

作業所・施設・事業所へのアプローチ

- ・各所と月に1回程度のミーティングなど行うと同時に常時連絡を取り合っています。

2 具体的事業

(1) 自己啓発講座（コラボ講座・出張講座・定期講座含む）

○プロサッカーチーム J3 に所属する Y. S. C. C. や横浜市スポーツ協会などとコラボして講座やイベントを行っています。

○各所（事業所・施設・作業所）などへ出向き、出張講座を行っています。

○月に数回程度定期的に講座を行っています。

・具体的講座内容

ウォーキングサッカー（35回・705名）、健康体操（4回・88名）、
ウォーキング&ゴミ拾い（1回・63名）、ノルディックウォーキング（41回・394名）、
園児交流サッカー（14回・174名）、グランドゴルフ（11回・192名）、
ぼっちゃ（17回・257名）、ラダーゲッター（4回・46名）、
ポップアップカードづくり（6回・68名）、落款づくり（4回・61名）、
水分補給について（4回・47名）、熱中症予防について（2回・42名）、
生活習慣病について（1回・17名）、簡単実演料理指導（1回・17名）など。

(2) パラエティー講座（今後の予定）

○寿地区に足を踏み入れてもらう為に趣味的な講座を行い、参加して頂いて寿地区に興味を持ってもらいます。

・具体的講座内容

SDGs って何？、お面づくり、スマホ練習会、横浜の歴史講座、影絵劇とアコーディオンの演奏会、書道教室など。

(3) スマイル事業

○横浜市寿町健康福祉交流センターを活用し、住民などの健康・福祉・交流に貢献します。

・具体的講座内容

スマイルゴルフ（12回・212名）、書道クラブ（12回・216名）、工芸クラブ（12回・191名）、頭脳クラブ（12回・114名）、映画クラブ（11回・169名）、スマイルパター（11回・186名）、アレンジボウリング（12回・214名）、ことぶき作品展（1回・680名）

3 広報活動

- (1) 地域情報紙「いぶき」の活用、ホームページ、ポスター・ちらし等多面的にPRします。
- (2) 各所への営業活動を行っています。
- (3) 毎月行う事業所等連絡会などで広く告知しています。
- (4) 新規事業所などへの営業活動を行うと同時に事業の告知を行なっています。
- (5) 関連企業団体への協力依頼と同時に事業の告知も行なっています。

5 事業の企画・実施

(7) センターの情報提供、健康づくりや介護予防等に関する情報の収集・提供

センターや寿地区に関する情報提供をどのように行っていくか、具体的に記載してください。また、地域住民の健康増進・介護予防への寄与という観点から、健康づくりや介護予防等に関する情報の収集・提供をどのように行っていくか、具体的に記載してください。

1 センターや寿地区に関する情報提供

(1) 各種会議や事業等での情報収集・提供

- 「ことぶきゆめ会議」のほか、寿福祉プラザ相談室、区役所関係部署、地域ケアプラザが一堂に会する「健康コーディネート連絡会」や寿福祉プラザ相談室との打合せに参加し、情報を交換します。
- 「障害者作業所等交流会」及び「実務者連絡会」を開催し、事業所間や当協会の情報を交換します。
- 簡易宿泊所の管理人（帳場）と介護保険事業所の情報交換会を開催し、相互に情報を交換します。内容により、簡易宿泊所内の掲出を依頼します。
- 健康講座を開催する際に、参加している事業所の利用者や職員と情報を交換します。
- 健康・栄養相談において、相談者に対して個別に情報を提供します。

(2) 情報誌やホームページによる周知

- センターで行われる各種事業の紹介やコラムを協会広報紙「いぶき」や協会ホームページ・ツイッターに掲載します。

(3) 見学・研修の申し入れの受け入れ

- 自治体や大学・市民団体など、寿地区へ見学を希望する外部の人たちの受け皿となり、見学・研修を支援します。

2 健康づくりや介護予防等に関する情報の収集・提供

(1) チラシ・ポスターの掲示

- センター内のラウンジや健康コーディネート室に、健康づくりや介護予防等に関する情報ポスター・チラシの掲出を行います。

(2) 情報誌やホームページの活用

- 協会広報紙「いぶき」や協会ホームページ・ツイッターに、健康づくりや介護予防等に関する情報を掲載します。

(3) 地区内のネットワークの活用

- 「健康コーディネート連絡会」や「障害者作業所等交流会」などで地域住民に役立つ情報を提供し、同時に地域の状況や地域が必要とする情報を把握します。また高齢者支援担当等行政との連絡会で、健康づくりや介護予防等に関する最新の情報を得るようにします。
- センターまつりの「健康づくりコーナー」において、健康コーディネート室の事業チラシのほか、協力いただく地域ケアプラザ等の健康づくりや介護予防等に関するチラシを来場者に配付し、情報を提供します。

5 事業の企画・実施

(8) ことぶき協働スペース運営団体との連携

ことぶき協働スペースの運営団体と連携した取組について、その内容と期待できる効果について、具体的に記載してください。

ことぶき協働スペースとの連携

1 協議について

情報交換や方針のすり合わせなどを行っています。

- (1) 毎月 1 回事業連絡会議を行います。協働の課題や住民のニーズ、講座、今後の協働の提案などについて協議しています。
- (2) その他随時情報交換など行います。新情報や協働の課題、共有案件などについて協議しています。

2 取組みについて

協力体制をとりながら住民のニーズに合った講座やイベント、地域情報などを提供しています。

(1) 講座系

- ・スマホ練習会、ポップアップカードづくり、水耕栽培講座、簡単プログラミング教室など。

(2) イベント系

- ・センターまつりなどで協働スペースが得意とする分野を発表していただいています。
- ・ことぶき作品展にて、協働スペース制作作品や関連団体の作品などを発表していただいています。
- ・中区ブックフェスタに、センター所在として交流協会、協働スペースとして参加しています。

(3) 防災・減災について

- ・運営委員会などで情報交換や勉強会を行っています。
- ・簡易宿泊所などで防災・減災についてのアンケートを随時、実施しています。

(4) その他

- ・聞き書き本として、寿住民と協力し、住民同士が語り手聞き手となり、冊子を制作発表し、図書コーナーに設置しています。
- ・協働スペース主導にて住民参加型の懇談会（カタリバ）を行っています。

3 効果について

- 横浜市寿町健康福祉交流協会の地域内での諸団体との協力関係と、ことぶき協働スペースの SNS などを駆使した外部への情報発信力を組み合わせることで、内外の人たちに幅広く寿地区への関心をもっていただく効果があります。
- センターや地域で行われるイベント・講座などの情報を交流協会と協働スペースが連携で発信することにより、多くの方が気軽に足を運んだり行事に参加する機会をつくり、地区内外の人たちにセンターを知っていただくことができます。
- 寿地区に係わる人や団体が増えることで、地区内外の連携や交流が増え、地域の課題解決につながります。

5 事業の企画・実施

(9) 関係機関、地域団体等との連携

地域行事への協力や自主企画事業の実施等において、関係機関・地域団体等とどのように連携し、地域へ貢献するとともに事業の効果を高めていくか、具体的に記載してください。

1 現在の地域連携協働事業

地域の関係機関、団体等との間でこれまで築いてきたネットワークを活かし地域に貢献できるよう、下記の委員会、交流会、行事等を定期的に開催します。

(1) 寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会

○寿地区全体の防災、減災の実現を図るため、地域住民や地元関係機関・団体、簡易宿泊所事業主、行政等で構成される「寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会」において、当協会職員が事務局長を担う他、中心となって運営を支えています。委員会では災害発生時の役割分担など防災関連をはじめ、寿地区の課題やまちづくり等、広範な意見交換、協議を行っています。

(2) 寿地区地域福祉保健計画推進委員会（通称「ことぶきゆめ会議」）

○「中区地域福祉保健計画」に基づいて活動している寿地区地域福祉保健計画推進委員会「ことぶきゆめ会議」は地域の関係機関・団体、福祉・医療事業者、行政等により構成され、当協会は事務局の一員として会議の準備、運営及び広報等を担っています。寿地区に関わる当事者がそれぞれの夢や想いを語り合い、地域課題や解決策について協議しています。

(3) 寿地区障害者作業所等交流会

○寿地区住民が利用する作業所の担当者が集まり、情報共有、意見交換をする場として交流会を開催しています。平成 29 年 2 月に当協会が呼びかけて交流会を立ち上げ、以来毎月 1 回開催し、現在 15 施設が参加しています。作業の共同受注に向けた話し合いや、外部講師を招いた勉強会、アンケートの実施などを行っています。当協会からは健康コーディネーター室職員が事務局として毎回参加しています。お互いに顔の見える関係を築くことができ、また当協会からの情報発信の機会となっており、協会事業や地域行事のスムーズな運営に活かされています。

(4) 地域内各種行事

○地域の諸行事を実施するため、当協会では各実行委員会等の事務局を担っています。新型コロナウイルス感染予防のため令和 2 年度～4 年度は多くの地域行事、イベントが実施見合わせとなりましたが、毎年 5 月に広場でのこいのぼりの設置や、7 月に七夕飾りつけ、12 月にクリスマスイベント等の季節感ある行事をセンター敷地内で実施し、地域住民に賑やかさを届けました。また令和 4 年 11 月には 3 年ぶりとなるセンター祭りを実施し、地域福祉関係団体との連携・協力を深めています。

(5) 民間団体活動支援

○当協会職員が地区内にあるアルコール依存症治療の自助グループ「寿アルク」の運営委員を担い、運営を支えています。

○地区内にある 2 つ保育所の園児を対象に「交流サッカー教室」を週に 1 回程度開催し、当協会職員とサッカークラブ Y.S.C.C. スタッフが会場準備や指導を行っています。

○寿地区を教育の場として活用する大学が、情報交換や相互協力できる場づくりを行うと共に、大学教育と地域のコラボによる取り組みを行っています。

2 今後の事業展開

(1)既存のネットワークの継続・発展

- 令和2年度以降、新型コロナウイルス感染防止のため地域交流、会議、行事等が見合わせとなる時期がありましたが、新型コロナウイルスの5類感染症への移行や感染状況の変化等を十分考慮しながら、今後可能な取り組みは再開し、上記ネットワークの維持・拡大、地域との連携の強化に向け積極的に取り組んでまいります。

(2)新たなネットワークづくり

- 昨今、持続可能な社会に向けたSDGsの考え方が話題となっていますが、企業が寿地区への社会貢献に関心をもつ場合があります。寿地区への貢献を模索する企業と地域を結び付け、企業の提供講座による地域住民への情報提供など、外部の企業との連携による地域交流の取り組みを検討します。
- 個人や団体を問わず外部からの見学者を受け入れ、寿地区やセンターの案内、施設紹介等の情報提供にあたります。

5 事業の企画・実施

(10) 横浜市との協働

寿地区に関する横浜市の施策や地域福祉保健計画、区事業等を踏まえた上で、横浜市とどのように協働していくか、具体的に記載してください。

1 寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会の運営

防災機能を有するセンターを運営する法人として、行政や地域の関係機関や事業所が集まる地域防災拠点運営委員会の事務局を担い、設備の点検や備蓄品の確認などを行政及び地域と緊密に連携しながら行うことで、防災・減災のまちづくりを進めます。

2 地域福祉保健計画の推進

(1) これまでの区との協働

寿地区地域福祉保健計画推進委員会(通称「ゆめ会議」)を事務局として支え、地域の課題を解決に努力します。

- ① 第1期計画(平成18～22年)…ことぶき花いっぱい運動、寿クリーンセンター、等
- ② 第2期計画(平成23～27年)…みんなの運動会・福祉まつりの復活、ダルクの参加
- ③ 第3期計画(平成28～令和2年)…えん結び、元気、防災意識向上
- ④ 第4期計画(令和3～7年)

- 住民・通勤者・訪問者など、まちに関わる人が、人とのつながりを感じられるまち(絆・交流)

- 日常的な健康づくりと、病気になっても住みやすい地域づくり(健康・病気・障害)

- 寿地区に関わる人に、地区での取り組みや役立つ情報の提供

(2) 今後の市との協働

第4期計画区域目標で述べられている地域活動を推進する3つの土台「人材」「交流」「情報」を推進するため、センター諸室の活用や運営協議会、作業所交流会の開催など行政や地域の関係機関の連携と交流を促進していきます。

3 中区事業について

(1) これまでの区との協働

- 就労支援事業の推進(仕事チャレンジ・アシスト事業、寿交流サポート事業)
- 結核及び生活習慣病対策の推進(寿地区DOTS)及びコロナが無料健康診断(血液検査等)
- 健康維持活動の場(健康サロン)事業
- 自転車シェアリング(無料レンタル)連携事業
- ホームレス相談・支援事業

(2) 今後の市との協働

①生活保護受給者及び生活困窮者の就労支援

- 「仕事チャレンジアシスト事業」は、参加者の就労意欲を喚起するための地域貢献事業や社会資源の紹介、生活・社会面の講義などを行います。また自立に向けた働きかけをより強めるために中区が実施している事業「仕事チャレンジ講座」への受講が可能な見極めを行います。。また地区の介護機関と連携した「生活援助従事者研修」を設け、自立の可能性が高い参加者を対象に介護資格取得を目標とした講座を開催しています。

- 「寿交流サポート事業」では、障害者・高齢者で自立の意欲がある人に、地域社会と関

りが持ち続けられるよう活躍の場所を提供し、自立した生活を送ることができるよう支援します

②生活保護受給者及び生活困窮者の健康づくり・介護予防

○寿地区における高齢者等対策として、スマイル事業、自己啓発事業、健康サロン事業などの見守りを通じ、孤立を予防し、介護予防・健康づくりや生きがいづくり等を進めます。

○健康コーディネート室を中心に地域の健康管理・健康づくりと介護予防を推進し、活動を支援します。

6 収支計画及び指定管理料 (1) 指定管理料及び施設の課題等に応じた費用分担 様式3により提案する指定管理料及び指定期間中の収支計画に関し、収支計画、利用者サービスのための経費や修繕費への配分等について、施設の特性を踏まえてどのような考え方で提案したか、具体的に記載してください。
1 収入について (1) 診療事業収入 ○診療事業については、当協会が現在実施している診療事業収入の、令和4年度の実績を基に積算計上しています。内科・精神科については月曜日から金曜日までの週5日、精神科デイケアは週3日を基本としています。 ○令和6年度以降における診療事業収入見込み額についても、令和4年度の内科二診制導入に伴う増により、168,918千円を見込んでいます。 (2) 公衆浴場事業収入 ○公衆浴場収入は、令和元年度の開設以降、少しずつ利用者が増えているため、今後5年間で想定される浴場利用者数に、年間営業日数と公衆浴場料金の500円を乗じて算出しています。 2 支出について (1) 人件費 ○センター運営事業賃金には、正職員・嘱託職員分給料を計上しています。 ○令和2年度に人事給与制度の見直しを行いました。固有職員と嘱託職員の格差是正を行いつつも持続可能な制度とするため、将来にわたって人件費の抑制を図りつつ、役割と職務に応じた公平な制度として再構築しました。 ○診療所は内科二診制を維持しますが、令和5年度から開始予定の横浜市大との共同研究契約をふまえた医師の受け入れにより人材を確保するなど、人件費の削減を図っていきます。また、診療所に新たに設けた事務課長人件費を計上しています。 (2) 事業費 ○賃借料については、診療所で使用する電子カルテのリース料を計上しています。 ○医薬材料費は、院内薬局を開室しているため薬品費を経費計上しています。当協会では毎年度、業者選定委員会を開催し業者選定を実施しており、購入額の抑制を図っています。 ○健康コーディネート活動費は、来館した方が楽しみながら自分の健康状況への関心を誘発させる健康測定機器を設置（リース）する他、イベントなどに係る経費を計上しています。 ○交流活動費は、センターまつり開催経費やスマイル事業などの自主企画事業経費、講座開催時の講師謝金などです。 (3) 事務費 ○減価償却費で、PCや備品の償却を行っています。 ○消耗品費では、消耗品のほか、図書コーナーでの書籍の新規購入を行っています。 ○賃借料は、防犯カメラ、コピー機、AED等のリースです。 (4) 管理費 ○光熱水費は今後の値上げが予想されるため、令和4年度決算見込の2割増しを見込んでいます。 ○維持管理費は、警備清掃など建物管理、保守点検等の委託費ですが、小破修繕などは職

員・スタッフが可能な限り行っています。

6 収支計画及び指定管理料

(2) 運営の効率性

重要事項へ経費や人員を重点的に充てる一方で事務の改善や無駄の削減を進めるなど、効率的かつ効果的な運営を行う工夫について記載してください。

効率的な運営をしていくため、次のように工夫し取り組み運営費を低額に抑えています。

1 入札による維持管理費及び薬品費の節減

- (1) 建物管理委託（人的警備・清掃）については、毎年度入札を行っており、維持管理費の節減を図っています。
- (2) 薬品費については、先発品は毎年度、後発品は薬価改定時に入札を行っており、医薬品の節減に努めています。現在、後発品の割合は98.0%と高い水準にあり、薬品費負担に合わせて、本人負担及び公費負担を低く抑える努力をしています（国目標 令和5年度までに全ての都道府県で80%以上）。

2 ボランティアの活用

- (1) 図書室の本貸し出し業務では、利用者にボランティアとして本の整理や貸し出し事務に従事していただいています。また、本の清掃、ラベリング等は就労支援プログラムに入れ、サービス向上を図りながら、経費削減をしています。

3 事業費

- (1) 行政、公益法人、地域団体、企業等との協働企画により、講師料等の負担軽減を図ります。
- (2) 図書は、中古・新古本を購入する他、寄付も活用します。

4 事務経費、消耗品費

- (1) ネットバンキングの導入により、振込手数料を削減します。
- (2) コピーは再生紙を使用、両面印刷を徹底します。
- (3) カラーコピーは控えます。
- (4) 印刷には白黒のトナーセーブモードを使用します。
- (5) 消耗品は保管箱等を利用した共用使用にします。
- (6) 家具やパソコンは新古品や中古品を活用します。

5 環境

- (1) 書籍・消耗品の整理整頓を徹底します。
- (2) 備品等の配置を見直し空間の無駄を排除します。

6 郵送費・通信費

- (1) 電子化できる郵便物・書類等は電子化し、印刷を控えます。

7 印刷製本費

- (1) 校正の徹底、無駄のない印刷等により、経費を抑えます。

8 光熱水料費

- (1) 使用状況によりガス・電気灯の契約プランを見直します。

- (2) エアコンのフィルターを定期的に清掃します。
- (3) 適正温度（冷房：28℃ / 暖房：18℃）にします。
- (4) 節電（こまめな消灯、エアコンのスイッチオフ等）

9 収入増の取組

- (1) 公益法人としての寄附者に対する優遇税制と活かし、様々な機会を捉えて「寄付のお願い」を幅広くPRしていきます。
- (2) 自動販売機の手数料収入を活用します。
- (3) 印刷機の導入による手数料収入を活用します。
- (4) 広告料収入について検討します。